

# 製品安全データシート

## 製造者情報

製造会社：新日本テクノ有限会社  
住所：千葉県市原市五井 9039  
担当者：品質管理課  
電話番号：0436-25-2350(代)  
FAX番号：0436-25-3603  
作成：平成 5年 4月 1日  
改訂：平成22年 6月 8日

整理番号 001-04

---

製品名 塩 酸 ( 8.5 % )

---

### 【物質の特定】

<単一製品・混合物の区別> 単一製品  
<化学名> 塩酸  
<成分含有量> 塩化水素 8.5%  
<化学式・構造式> HCl  
<官報公示整理番号>  
化審法番号 1-215  
安衛法番号 番号無し、既存化学物質扱い  
<CAS No.> 7647-01-0  
<国連分類・国連番号> クラス8・1789

---

### 【危険・有害性の分類】

<分類の名称> 急性毒性物質・腐食性物質  
<危険性> 可燃性ではないが、色々な金属と接触すると反応し引火性ガス（水素）を生成する。  
<有害性> 眼や皮膚につくと炎症を起こす。喉、鼻等の粘膜を刺激して咳が出る。多量に吸入すると肺水腫を起こし、死亡する。  
<環境影響> 強酸性である。多くの金属を腐食させる。  
<特定の危険有害性>  
・GHS分類  
・物理化学的危険性  
・引火性液体 : 区分外  
・自然発火性液体 : 区分外  
・健康に対する有害性  
・急性毒性（経口） : 区分4  
・急性毒性（経皮） : 区分2

- ・急性毒性（吸入：粉塵、ミスト） : 区分2
- ・皮膚腐食性・刺激性 : 区分1 C
- ・眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1
- ・呼吸器感作性と皮膚感作性 : 皮膚感作性：区分1
- ・生殖細胞変異原性 : 区分2
- ・特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）：区分1（呼吸器系）
- ・特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）：区分1（歯、呼吸器系）
- ・吸引呼吸器有害性 : 分類できない
- ・環境に対する有害性
  - ・水生環境急性有害性 : 区分1
  - ・水生環境慢性有害性 : 区分外
  - ・絵表示またはシンボル：



## 【応急処置】

- ＜眼に入った場合＞ 直ちに清浄な流水で15分間以上眼を洗浄（容易に取り外せる場合はコンタクトレンズも外す。）した後、眼科医の手当てを受けること。洗浄の際、瞼を指でよく開いて眼球の隅々まで水が行き渡る様に洗う事。
- ＜皮膚に付着した場合＞ 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。製品に触れた部分を水又は微温湯を流しながら洗浄する。石鹸を使ってよく落とす。外観に変化が見られたり、痛みや刺激が続く場合は、直ちに医師の診察を受ける。
- ＜吸入した場合＞ 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、医師の診察を受ける。呼吸が弱い場合は人工呼吸を行う。
- ＜飲み込んだ場合＞ 水でよく口の中を洗浄する。安静にし、直ちに医師に見せる。意識の無い場合、絶対に吐かせてはならない。

## 【火災時の処置】

- ＜消火方法＞ 不燃性。  
周辺火災の場合、速やかに容器を安全な場所に移動させる。移動不可能な場合は、容器及び周辺に散水し、容器の破壊を防ぐ。

## 【漏出時の処置】

風下の人を退避させる。必要があれば、水で濡らした手拭い等で口及び鼻を覆う。漏洩した場所の周辺にはロープを張る等して人の立ち入りを禁止する。作業の際には、必ず保護具を着用する。風下で作業しない。

<少量の場合> 漏洩した液は土砂等に吸着させて取り除くか又はある程度水で希釈した後に、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

<多量の場合> 漏洩した液は、土砂等でその流れを止め、これに吸収させるか又は安全な場所に導いて、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。発生するガスは霧状に水をかけ吸収させる。この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されない様に注意する。

---

## 【取扱い及び保管上の注意】

<取扱い> 引火性物質と接触させない。金属との接触をさせない。保護眼鏡、ゴム手袋、呼吸用保護具を着用して取り扱うことが望ましい。

<保管> 可燃性及び還元性物質、強酸化剤、強塩基、強酸、金属から離しておく。換気の良い場所に保管する。保管容器は耐蝕材質を選定する。

---

## 【暴露防止処置】

<管理濃度> 設定されていない。

<許容濃度> 日本産業衛生学会（1997年度版）塩化水素ガス 5ppm（最大値）  
ACGIH（1997年度版）塩化水素ガス 5ppm（天井値）

<設備対策> 換気、局所排気設備

<保護具、呼吸保護具>

酸性ガス用防毒マスク又は送気マスク

<保護眼鏡> ゴーグル型

<保護手袋> ゴム手袋

<保護衣> ゴム長靴、不浸透性保護衣

---

## 【物理／化学的性質】

外観等 : 湿った空気中で著しく発煙刺激臭のある無色の溶液

沸点 : 共沸点 108.6°C (20.2wt% HCl)

蒸気圧 : 9.3 kPa (20°C) 比重 : 1.04 (20°C)

融点 : -11°C (8.5wt% HCl)

揮発性 : 有り 初留点 : データ無し

溶解性 : 水に非常によく溶ける。

## 【危険性情報】（安定性・反応性）

引火点：無し

発火点：無し

爆発限界 下限：無し

上限：無し

可燃性：無し

発火性（自然発火性、水との反応性）：無し

酸化性：有り

自己反応性・爆発性：無し

粉塵爆発性：無し

安定性・反応性：金属を侵して水素を発生し、その水素が空気と混合して爆発を起こすことがある。腐食性が強く、大部分の金属を侵す。

---

## 【有害性情報】（人についての症例、疫病情報を含む）

皮膚腐食性：強酸で腐食性が強い。

刺激性：眼、呼吸器系粘膜を強く刺激する。35ppm では短時間暴露で喉の痛み、咳、窒息感、胸部圧迫感をおぼえる。

急性毒性：LD<sub>50</sub> 吸入－ラット 3,124ppm 60分

LD<sub>50</sub> 吸入－マウス 2,142ppm 30分

LCL<sub>0</sub> 吸入－人 1,300ppm 30分

ガン原性：情報は得られていない。

変異原性（微生物、染色体異常）：情報は得られていない。

---

## 【環境影響情報】

分解性：無し

蓄積性：情報は得られていない。

魚毒性：魚類に対する致死量 25mg/l（HC 1 として）

---

## 【廃棄上の注意】

消石灰、ソーダ灰等で徐々に中和後、多量の水と廃棄する。

---

## 【輸送上の注意】

品名：塩酸

国連番号：1789

国連分類：クラス8（腐食性物質）

<輸送の特定の安全対策及び条件>

- ・他の物質との混載はなるべく避ける。
- ・塩酸の移動、容器への充填、積込、荷下しなどの作業を行うときは必要な保護具を着用する。
- ・衝撃、転倒、墜落などによって容器から塩酸が洩れたり、飛散したりしないよう慎重に取り扱う。

- ・車両で多量の塩酸を運搬するときは、できるだけ交通量の少ない道路を選び、塩酸の漏出などのため災害発生の恐れがあるときには、応急処置を講じると共に、必要に応じて消防機関、警察署などに連絡する（漏出時の処置参照）。
- ・車両で運搬する場合、積替え、休憩、車両故障などのため一時停止するときは、できるだけ安全な場所を選ぶ。

---

## 【適用法規】

- <火薬類取締法> 規制されない。
- <高圧ガス保安法> 規制されない。
- <消防法> 規制されない。
- <労働安全衛生法> 危険物に該当しない。
- <有機溶剤中毒予防規則> 規制されない。
- <特定化学物質等障害予防規則> 第3類物質 塩化水素
- <鉛中毒予防規則> 規制されない。
- <エポキシ樹脂の硬化剤による健康障害防止の為の基準> 規制されない。  
(昭和51年6月5日 労働省通達 基発第477号)
- <変異原性が認められた物質> 規制されない。  
(平成9年12月24日 労働基準局長通達 基発第770号の2)
- <労働基準法 感作性物質の指定> 規制されない。  
(平成8年3月29日 労働基準局長通達 基発第182号)
- <毒物及び劇物取締法> 規制されない。
- <船舶安全法> (危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定に基づく船舶による危険物の運送基準等を定める告示) 別表第3 腐食性物質
- <海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律> 施行令別表第1 有害性物質 D類物質
- <港則法> 施行規則第12条 危険物の腐食性物質
- <航空法> 施行規則第194条 告示別表第11 腐食性物質
- <有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律> 規制される。
- <食品衛生法> 施行規則第3条 健康を害う虞のない化学的合成品 (別表第2)
- <廃棄物の処理及び清掃に関する法律> 廃酸
- <輸出貿易管理令> 本製品は、輸出貿易管理令の規制対象品に該当します。  
従って本製品の輸出販売及び本製品を組み込んだ製品の輸出販売に当たりましては、外国為替及び外国貿易管理法の適用の有無を確認して下さい。
- <P R T R法> 該当しない。

## 【引用文献】

1. 12093 の化学商品
2. 既存化学物質ハンドブック第2版
3. 化学大辞典
4. ソーダ工業 製品安全データシート集
5. 産業中毒便覧
6. MSDS Canadian Centre for Occupational Health and Safety
7. 危険物データブック (第2版)

---

## 【記載内容の問い合わせ先】

記載内容のお問合せ先：新日本テクノ有限会社  
担 当 部 門：品質管理課  
住 所：〒290-0056 千葉県市原市五井 9039  
電 話 番 号：0436-25-2350(代)  
F A X 番 号：0436-25-3603  
メー ル：[njc-info@nj-c.co.jp](mailto:njc-info@nj-c.co.jp)

---

この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。

本文書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。

すべての化学品には未知の有害性がありうるため、取扱には細心の注意が必要です。

ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。

---

以上